

知的障害者の取り調べ可視化、9割超「メリットある」

警察庁は12月6日、取り調べの録音・録画（可視化）の試行について検証結果を公表した。知的障害者に対する可視化の取り組みが、2012年5～9月に417件で行われ、取調官の9割以上が「メリットがある」と答えた。

知的障害者に対する可視化の試行は2012年5月から全国の警察で始まった。障害程度やコミュニケーション能力など個々の特性、精神的負担や供述に与える影響などを考慮したうえで、可能な限り広く実施するとされている。

5か月間に試行された可視化は417件・688回。すべての場面で実施されたのは17件で、複数回実施されたのは151件にとどまった。1件当たりの平均実施回数は1.6回だった。また、心理・福祉関係者による助言がされた事案が29件あった。

実施時間は、10～20分（33%）、20～30分（25%）、10分未満（14%）。7割超が30分未満だった。また、実施場面は「供述調書への録取前に供述内容などを確認する状況」（59%）や「被疑者との質問・応対の状況」（22%）が多かった。

一方、警察が対象事案と認めながら、実施しなかったのは46件。理由は「被疑者の拒否」が13件で最も多い。「録音・録画されるとうまくしゃべれない」

「心の病気を持っている姿を他人に見られたくない」といった声があった。

試行に従事した404人の取調官の意見では、81%が「部分的に実施すべき」と回答。「全事件・全過程で実施すべき」は5%にとどまった。

また、可視化にメリットを感じた取調官は94%。理由には「供述の任意性・信用性の判断が容易になる」、「取り調べが適正に行われたことが分かる」などが挙げられた。

反対にデメリットがあるとしたのは80%。理由には「緊張して思っていることが言えなくなるなど取り調べ機能に影響する」、「被害者を含む関係者の名誉・プライバシーを害する恐れがある」などが挙げられた。

検証結果では「実施内容や時間から見ると取り組みは不十分。取調官の経験不足などの問題が明らかになった」としつつも、「可視化は供述の任意性、信用性などの有用な証拠になり得るもので、取り調べの適正確保に役立つ」と評価。今後は、多くの捜査員が経験を積み重ね、取り調べ技術の高度化を図っていくとした。

（福祉新聞・第2602号 2012年12月17日）